

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に  
規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

平成 28 年 9 月 5 日  
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

指定障害福祉サービス事業者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 50 条第 1 項の規定に基づく行政処分を平成 28 年 9 月 5 日に行いました。

2 対象事業者

- (1)事業者所在地 旭川市東光 3 条 7 丁目 159 番地 49
- (2)事業者名 特定非営利活動法人げんき
- (3)代表者名 理事長 高森 勝秀

3 対象事業所

- (1)事業所所在地 旭川市東光 3 条 7 丁目 159 番地 49
- (2)事業所名 フェニックス
- (3)サービス種類 就労移行支援及び就労継続支援 B 型

4 処分内容

- (1)処分内容 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し。
- (2)サービス種類 指定就労移行支援及び指定就労継続支援 B 型
- (3)根拠法令 障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号及び第 10 号
- (4)指定取消年月日 平成 28 年 10 月 5 日

5 処分の原因となる事実

(1)就労継続支援 B 型

ア 不正請求

虚偽の日報を作成し、これに基づき訓練等給付費を不正に請求していたこと（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号）。

イ 虚偽の日報作成

虚偽の日報を常習的に作成し、実際の利用実績が特定できない一連の日報に基づき訓練等給付費を請求していたこと（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 10 号）。

ウ 不適切な工賃の支給

日報の虚偽作成と整合性を図るために、生産活動に携わっていない利用者に対して、生産活動に従事していたように装い、工賃を支給していたこと（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 10 号）。

(2)就労移行支援

多機能型事業所として一体として運営していた就労継続支援 B 型について、(1)アからウに該当する事実があったこと（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 10 号）。